

令和6年度（追加募集）

地域商業・商店街活動応援事業補助金

埼玉県では、商店街等が実施する地域商業活性化のための新たな取組等に対する補助制度を実施しています。皆様のチャレンジを後押しする補助金をぜひご活用ください！

対象者 県内の **商店街、商工団体、商業者グループ等**（さいたま市を除く）

対象事業 下記①～④のいずれかで、**交付決定通知後に着手し**（支出や契約など準備等含む）、**令和7年3月16日(日)までに完了**（経費の支払い含む）する事業 チラシ p 2 参照

取組	例	補助率（補助上限額）
① 賑わい創出に向けた取組 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ・集客イベント （スタンプラリー・まちバル・季節行事等） ・商店街のPR （CM・冊子・折り込みチラシの作成等） ・商店街の新規事業に向けた調査 など 	補助対象経費の1/2 （上限25万円）以内
② 複数の商店街等が連携する広域的な取組 NEW <small>チラシ p 3 参照</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街同士や商店街の枠を超えた商業者同士の連携による賑わい創出 （連携・共同によるイベント実施や商品開発） ※①の取組 + α（他商店街、商業者等とのコラボ） 	
③ 専門家派遣と組み合わせたPDCAの取組 <small>チラシ p 3 参照</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・企画、実行、検証、改善のPDCAについて専門家派遣を活用して行う賑わい創出 ※①の取組 + α（専門家のサポートによるPDCAの実施） 	補助対象経費の2/3 （上限50万円）以内
④ 空き店舗の解消に向けた取組 <small>チラシ p 4 参照</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗調査・データベース化 ・空き店舗ツアー・マップの作成 ・シェアカフェ等の運営 など 	

応募締切 第9回目 **11月29日（金）** 第10回目 **12月20日（金）**

第11回目 **1月31日（金）**

各日正午 ※予算に達し次第、途中で募集を終了させていただく可能性がございます。（HPでお知らせします）

応募方法 ホームページに掲載中※の**事業実施計画書等**を作成のうえ、**下記商業担当宛てにメールにてご提出ください。**

※ホームページの詳細はチラシp4をご参照ください。

HPはこちら↓



**お問い合わせ&
事業実施計画書の
提出先**

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課（商業担当）

【住所】〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

【Tel】048-830-3761 【Fax】048-830-4812 【E-mail】a3750-11@pref.saitama.lg.jp

ご利用の流れ



【交付決定の時期】各応募締切日からおよそ1か月

※交付決定通知が届いた後に開始し(支出や契約など準備等含む)、令和7年3月16日までに完了(経費の支払い含む)する事業が対象です。具体的な交付決定予定日等は事業実施計画書の提出前にご相談ください。

補助事業の実施にあたって

補助事業実施の効果について、報告をお願いします。

- (1) [対象事業全て] 申請時(事業実施計画書)と交付申請時(交付申請書)
→事業実施による達成目標を設定し、それを測る指標と測定方法を記入
- (2) [対象事業全て] 補助事業終了後(実績報告書)
→測定結果と目標達成度の自己評価を記入
- (3) [対象事業②～④] 事業完了から6ヶ月～1年後(事業実施効果等報告書)
→測定結果と、効果の持続状況を記入

来客数●人増加!

売上●%UP!

[対象事業]

- ①賑わい創出の取組
- ②広域連携の取組
- ③PDCAの取組
- ④空き店舗の解消の取組

補助できる経費・できない経費

●補助対象経費

イベントアルバイト代・講師謝礼・出演料・印刷製本費・物品などの購入費・郵送代・広告費・地域情報誌掲載料・デザイン、設営などの委託費・会場、設備などの賃借料、イベント保険料 等

●補助対象外経費

他の用途にも使用可能な事務用機器等の購入費・景品代・割引料・旅費・飲食代 等

※上記に例示した経費であっても条件によって、それぞれ対象外・対象内となる場合がございます。

②複数の商店街等が連携する広域的な取組

- ①商店街、商業者グループ等、商工団体、商業者等が連携して取り組む ②広域的で
③新規かつ ④今後も継続して実施する見込みがある事業が対象です。

…原則1商店街エリアを超えること

詳細は交付要領をご確認ください(ホームページにて掲載中)。

【実施体制の例】

- (例1) **実施主体**：商店街又は商業者グループ等
連携先：1者以上の商店街、商業者グループ等又は商業者
- (例2) **実施主体**：商工団体
連携先：2者以上の商店街又は商業者グループ等又は商業者/5者以上の商業者
- (例3) **実施主体**：商業者グループ等
構成員：2者以上の商店街又は商業者グループ等/5者以上の商業者/1者以上の商店街又は商業者グループ等と1者以上の商業者を含む

③専門家派遣と組み合わせたPDCAの取組

取組の中で、PDCAの4段階を実践する事業が対象です。

なお、P(計画)及びC(評価)については**専門家派遣の利用が必須**※です。(派遣無料)

※既に専門家派遣によりP(計画)を実施済みである場合を除く ※複数段階・複数回の利用も可能

詳細は交付要領をご確認ください(ホームページにて掲載中)。

【取組の流れ(例)】

派遣必須

ステップ①(Plan:計画) 取組内容の検討・計画の作成

- ▼専門家と一緒に、取組内容を検討し、計画を作成・ブラッシュアップする

【検討の例】

- ・目的の確認・目標の設定
- ・スケジュール・役割分担等

【目標(うち指標)の例】

- ・満足度・来街者数・売上等

ステップ②(Do:実行) 計画の実行

- ▼賑わいづくりの取組を実行する

【取組の例】

- ・集客イベント
(スタンプラリー・まちバル・季節行事等)
- ・商店街のPR
(CM・冊子・折り込みチラシの作成等)

専 門 家
に よ る
サ ポ ー ト

ステップ④(Action:改善) 取組の見直し・改善案作成

- ▼対策や改善案を検討・作成し、次回の取組につなげる

派遣必須

ステップ③(Check:評価) 取組のふり返し・評価

- ▼専門家と一緒に取組をふり返る
- ・計画通り実施できたか、できなかった要因は
 - ・計画は妥当だったか等
- ▼効果検証・要因分析を行う
- ・設定した目標の達成度合いは等

専門家派遣とは？

派遣無料

様々な分野の専門家と一緒に商店街活動や商店経営に関するお悩み・課題に取り組めます。必要に応じて複数回にわたる継続的な派遣が可能です。

(専門家の例) マーケット企画、建築士、デザイナー、まちづくりコンサルタント等

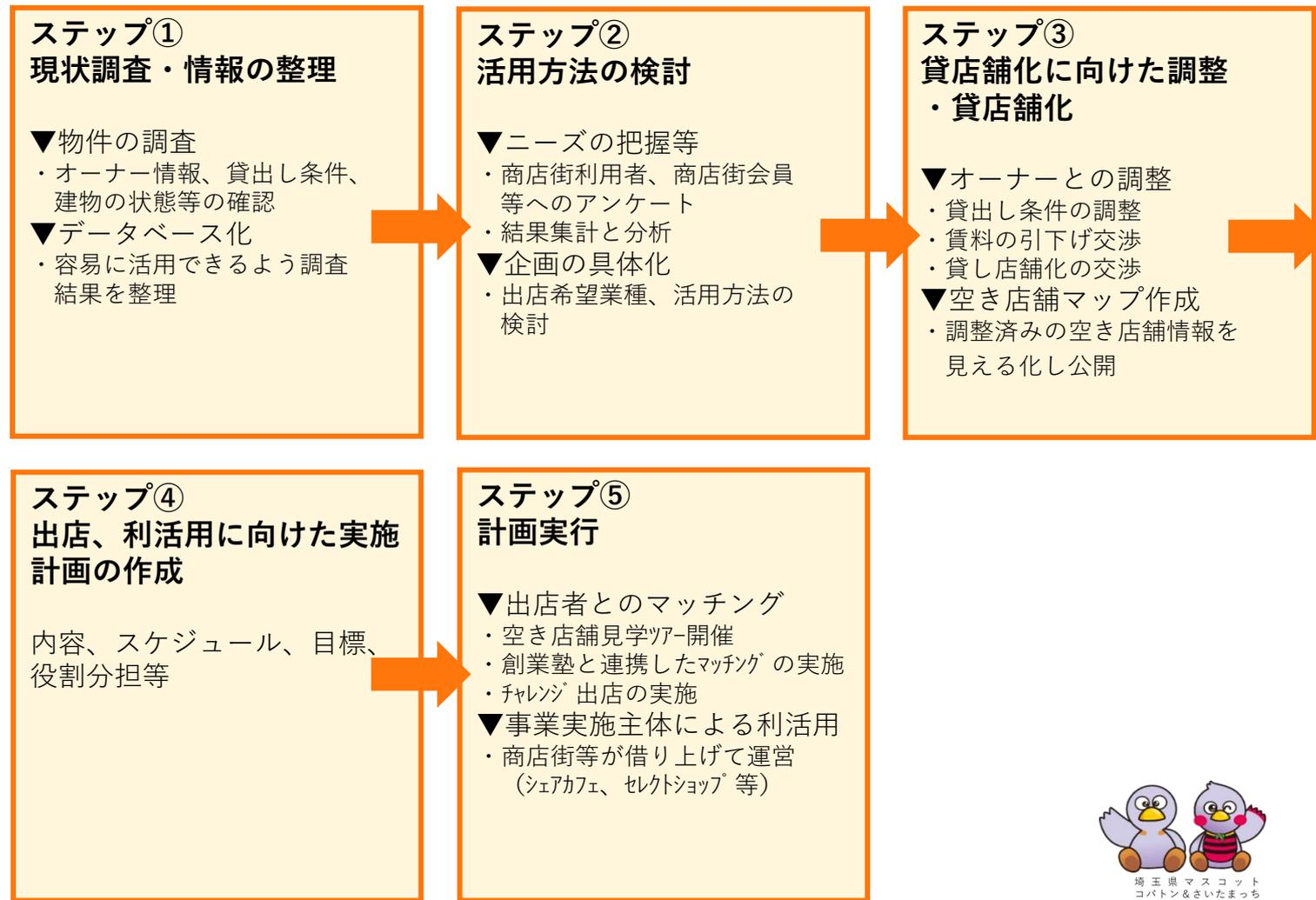
専門家派遣HPはこちら→



④ 空き店舗の解消に向けた取組

空き店舗の解消に向けた取組は、長期間を要することが考えられるため、年度内（補助対象期間）に実施する計画のうち一部分の取組のみ補助対象とすることもできます。

【取組の流れ(例)】



賃料の補助に関する留意事項

この補助金では、「実施主体が借り上げた物件のチャレンジ出店期間の賃料」及び、「実施主体が借り上げる際の賃料」について補助対象とすることができます。

補助対象となる物件の要件は交付要領をご確認ください(ホームページにて掲載中)。



【ホームページ】様式のダウンロードはここから↓制度の詳細・様式・記入例など公開中！
(埼玉県商業・サービス産業支援課 → 商業・商店街支援 → 地域商業・商店街活動応援事業)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/shogyo-sesaku.html>



お問い合わせ&
事業実施計画書の
提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課（商業担当）

【住所】〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

【Tel】048-830-3761 【Fax】048-830-4812 【E-mail】a3750-11@pref.saitama.lg.jp